# 法科大学院での憲法教育

# ---- 2013 年入学既修者までの分析に基づく----

# 君 塚 正 臣

#### はじめに

以前, 筆者は, 横浜国立大学法科大学院初年 度の2004年度春学期に開講された「憲法Ⅱ」 の成績状況等を点検しつつ、未修者に対する憲 法教育のあるべき姿を提言した10.2年後には、 その後の2年間の「憲法 I | の成績状況を追 跡しつつ。同様の検討を行った<sup>2)</sup>。その後暫く 空いたが、本稿は、それらに続けて2013年度 既修者コース入学者まで(未修者コースについ ては2012年度まで)の成果を追うことで、法科 大学院での憲法教育がどうあるべきかを検討す るものである. 特に、その後、司法試験の結果 が判明してきており、 殆どの法科大学院学生に とって何より大切な「結果」との相関を分析で きるようになったのであり、初期の頃の初学者 の成績動向に基づく観測が正しかったのかどう かの検証も可能となっていることも、分析を行 う理由である. また, 本法科大学院が未修者を 中心とするとのコンセプトで設立されていた<sup>3)</sup> ことに鑑み、本稿での分析の中心もまた、未修 者教育の成否に重点を置くことにしたい.

ところで、横浜国立大学法科大学院は2019年度から入学者募集を停止することを2018年6月に発表しており、このような分析を行うことについて、今更との感を覚える方もないでもないのかもしれない。しかし、まず、現在も憲法の授業は残っており、以上の成果をそこに反映させる余地はある。逆に、終わりが近いのだと

すれば、総決算のようなものが必要である。それと同時に、この分析は、本学以外の法科大学院での憲法教育などに反映できる筈である。その意味で、本稿には意味があろう。学内で反映されないのなら、公開してみたい気もある。これが、この時期に本内容を公表する理由である。

なお、2013年度既修者コース入学者までを 限定的に対象とする理由について、多少説明し ておかねばなるまい、第1に、法科大学院修了 生全員について司法試験の結果を待つのが相当 な時間がかかりそうなことである。2018年度 の未修者コースの入学者が全員修了するのは. 最も遅いと2027年となる恐れもある。司法試 験を受験し終えるのは2031年となる恐れもあ る. 仮にそうなると. 筆者の本学での定年年齢 を過ぎ、さすがにこれを待っているわけにはい かない. 第2に、2013年度から、国際社会科 学研究科の研究院・学府への移行などに合わせ て、本法科大学院のカリキュラムが改正されて おり、憲法に関しても、憲法と行政法を半分ず つ 学習 する「公法演習Ⅱ 」が2年次秋学期 に 新設されたことなどがある(これに伴い、行政 法を軸に3年次春学期に開講している旧カリキュ ラムの「公法演習Ⅱ」は「公法演習Ⅲ」に 改称され た). 第3に、2013年認証評価を受けて、追試 験制度を廃止したため、これを境に本試験成 績の持つ意味が変わる可能性がある. 第4に. 「公法演習」「の担当者は筆者と原田一明であっ た (2014年度は非常勤として) が、2015年度か 47.62

2012

		-
入学年度	修了者数	司法試験合格率
2004	37	35.14
2005	31	58.06
2006	35	42.86
2007	44	27.27
2008	38	21.05
2009	32	40.63
2010	30	50.00
2011	29	44.83

21

表1 未修者コースの基本データ

ら御幸聖樹に交代したこと(2020年度は大江一 平に代わる予定である)がある。第5に、ほぼ この頃から、本法科大学院の定員割れが始まり、 入学者のうち既修者の比重が極端に小さくなっ たことなど、その性格の変化が顕著になったこ とがある. 募集定員もその後. 25名に削減す ることとなった. 該当区分の対象者がないか, ごく少数のため、基本データを示し得ない区分 も生じてしまう. まだ. 第6に. 個人情報の管 理が次第に厳しくなり、2016年度からは一般 教員に学生の出身大学が伝わらない(出身学部 は伝わる)ことになったため、分析基準が失わ れ、同じような統計処理ができないこととなる4. 併せて、第7に、カリキュラムの変更に伴い、 筆者が法科大学院の憲法科目を毎年全て担当す ることになり、それまでとは異なり、2013年 度入学の未修者コースの学生からは1年生科目 両方のデータを分析できる事情がある。また. 第8に、2015年に司法試験の憲法の問題漏洩 事件が発覚し、長年、主査に「君臨」してきた この委員が失脚し、大石眞らを軸とする委員体 制に代わり、それによって出題傾向が変化した5) ことに、2013年度入学生頃から対応せざるを 得なくなったことがある. 以上のような数多の 事情のため、これにそれ以前とそれ以後を同じ ように語れる事情にないことが挙げられる。こ の分は、より密な分析が可能な要素とそうでな い要素が相反する.要は、2013年度辺りを境

表2 既修者コースの基本データ

入学年度	修了者数	司法試験合格率
2004	10	100.00
2005	17	29.41
2006	11	72.73
2007	10	90.00
2008	8	50.00
2009	12	50.00
2010	4	50.00
2011	3	66.67
2012	13	53.85
2013	4	50.00

に,前後を単純に比較できない要素が多いのであり,逆に,これを境に両サイドでは,年度を超えて比較することに抵抗が比較的少ないことが,ここで区切る大きな理由である.

本稿はそこで、2013年度既修者コース入学者までの成果を分析することで、約10年間、学生数においては大半の横浜国立大学法科大学院の憲法教育を再考し、今後の教育を考える。 
遊としたいと考えるものである.

## 1 基本データ

2004年度入学者から2013年度既修者コース入学者までの修了者数と、司法試験合格者数は、未修者・既修者別にそれぞれ表1、表2の通りである。トータルの司法試験合格率が全国平均に達したことは稀であったが、未修者・既修者別では、概ね健闘してきたのであり、特に未修者合格率はかなり高かったと言ってよいのである。これ以外に、旧司法試験合格者が2名、後に予備試験枠や他法科大学院修了者枠で最終合格した者が、筆者が把握している限りでも6名あるので、法学部を擁さない大学の法科大学院としては、法曹養成に大いなる成果を上げたと言っても過言ではないのである<sup>6)</sup>.

但し、年度別に見ると、落ち込んでいるところがある。まず、既修者については、2005年度が明らかに低く、同年入学の未修者よりも成果を上げなかった。これは、2004年度入学者

表3 未修者コースの出身学部

入学年度	法学部	その他社会系	人文系	自然系
2004	17	6	8	6
2005	22	5	1	3
2006	21	7	6	1
2007	36	3	1	4
2008	22	7	6	3
2009	20	6	4	2
2010	26	3	1	0
2011	22	4	2	1
2012	17	1	2	1
合計	203	42	31	21

(人文には芸術・体育・家政を含む)

の初年度の成績状況も踏まえ、既修者シフトと したことに原因があると思われる. 明らかにこ の年度の既修者コースの入学者(中退2名を含 め、19名) は多い、当時、横浜国立大学法科大 学院が募集要項で示した募集定員は50名。定 めはないが、既修者は10名程度と発表してい たので、それから外れていた、他年度はコンス タントに成果を上げており、本学の既修者コー スの適正入学者数は当初10名前後であったこ とは検証できる. 既修者重視と未修者重視のそ れぞれ強硬派があり、既修・未修の入学者比が 大きく揺れていたことは、(無論、本当に、既修 コースの受験者の入試成績がそのように年度毎に スイングしているのであれば、仕方のないことで あるが、そうでないとすれば、)本法科大学院の 教育システムを不安定にした感がある.

未修者についても、成果が低く出てしまった 年度がある。初年度である2004年度は、当初 の期待感と比べると司法試験合格率はやや低い 結果に留まった。これには、初年度故の問題 があろう。1999年途中で構想が初めて示され、 一気に現実化し、手探りで始まった法科大学院 制度の中で、適性試験を用いること以外、入試 について各法科大学院は一から考えるしかな かった。その中で、本学も入試を行ったのであ るが、すぐに、面接試験の成績と入学後の科目

表 4 未修者コース司法試験合格者の出身学部

入学年度	法学部	その他社会系	人文系	自然系
2004	8	3	1	1
2005	12	2	1	3
2006	9	1	4	1
2007	9	2	0	1
2008	5	2	0	1
2009	7	3	3	0
2010	13	2	0	0
2011	8	3	1	1
2012	8	1	0	1
合計	79	19	10	9
最短合格	34	6	2	7

(人文には芸術・体育・家政を含む)

成績との間に負の相関が目立つことが明らかとなった.このため、その後速やかに、配点や面接試験の扱い、その方法を改善したのであるが、改善を要する入試であった分の影響があったことは否めない。また、初年度、社会人の入学者が多く、久しぶりの学生生活を謳歌し過ぎたこともあるのかもしれない(一部には、旧国際関係法専攻科目の過大な受講、バーベキュー・パーティの実施、或いはこれや盛大な新入生歓迎会を焚きつけた非法科大学院所属の教員がいなかったわけでもないことなど)。

2007年度と2008年度の落ち込みは解りづらい(但し、2007年度には旧司法試験合格者がある). 2012年度入学までの未修者コース修了者の出身学部別の合格率は、表3、表4に基づいて計算すれば、法学部系(同政治学科などを含む)38.9%、それ以外の社会科学系45.2%、人文科学・家政・体育・芸術系32.3%、自然科学系42.9%であり、当初の読み通りに人文科学系の合格率が最も低い、「それ以外の社会科学系」が最も高く、うち、国公立大学出身者の合格率は61.5%、横浜国立大学経済・経営学部出身者のそれも61.5%である。また、自然科学系はこれに準じて高い合格率で、しかも合格者9名のうち7名は入学から最短の3年少々で合格しており、法律学の素地が殆どなかったことを思え

表 5	未修者コー	- ス法学部出身者の国公私立別

入学年度	国立	公 立	私立・外国
2004	4	0	13
2005	5	3	14
2006	7	2	12
2007	10	4	22
2008	7	1	14
2009	1	1	18
2010	3	4	19
2011	4	1	17
2012	2	1	14
合計	43	17	143

表 6 未修者コース司法試験合格者の 法学部出身者の国公私立別

	~ 1 H- 7 1		
入学年度	玉	公 立	私立
2004	2	0	6
2005	2	1	9
2006	6	0	3
2007	2	1	6
2008	1	0	4
2009	0	1	6
2010	3	2	8
2011	0	1	7
2012	2	1	5
合計	18	7	54

ば、驚異的である。法曹の多様性7)に寄与して きたと言えよう. これに対して. 法学部系の合 格率は特に高いとは言えない. また. 表 5. 表 6に基づいて計算すれば、そのうち国公立大学 出身者の合格率も41.7%(但し、他に旧司法試験 合格者がある)で、特に高いとまでは言えない。 私立大学などの出身者の合格率は37.8%と若干 低く、有名校であっても特に高いわけではな く、意外な健闘も見られるなど、「看板」から 予測できるところも少ない. 但し, 法学部系出 身者は、入学から最短の3年少々で合格した割 合は合格者の4割程度で、「それ以外の社会科 学系 | などに比べれば、さすがに高い、以上の ような一般的傾向が見られる. 総じて大学入試 科目が多く、理数科目を含んでいた修了生の司 法試験合格率が高いことは、非法学部出身者で は一般的に、明らかである、だが、2007・2008 両年度の出身学部構成は特段のものはなく. 合 格率向上に不利に働いているわけではない. 両 年度の 法学部系出身者の 国公立大学出身比率 は38.9%、36.4%と、平均の29.6%と比べて寧 ろ高いのである. つまり、こういった比率が両 年度の成果に不利に働いたのではない、ところ が, 法学部系出身のうち, 両年度の私立大学な どの出身者の合格率は27.2%、28.6%と平均よ りやや低い程度だが、国立大学出身者のそれは 20.0%, 14.3%と極端に低いのである.この不振が司法試験合格率に響いたのである.ただ,そうである理由は不明である.両年度の出身大学構成が総じて特徴的なわけではない.以上のマクロの分析では原因は解明できないと言うべきである.全国的な未修者コース修了者の合格率を表7に示したが,2009年度と2010年度の修了生(入学年度としては,2007年度と2008年度にほぼ相当)の合格率が前後に比して低いとは言えないため,全国的な低合格率に呑まれたというようなことは言えない<sup>8</sup>.

2004-2006 年度入学者に限っては、もう少しの追跡ができる (無論、不合格者の追跡はできず、あくまでも合格し、入学した者のデータである). 2004 年度入学者では、途中経過として、適性試験には入学後の成績と正の相関があるということであったが、最終的な司法試験合格者と未合格者で比較すると、適性試験の平均点はそれぞれ82.3 点、80.6 点と、合格者の方がやや高い、これに対し、論文試験は56.0 点、57.1 点、面接は39.0 点、40.5 点(50 点満点)と、総じて負の相関がある。相関係数としては、適性試験が0.18、論文が-0.08、面接が-0.14である。この傾向は2005 年度入学者でも変わらず、相関係数としては、適性試験が0.17、論文が-0.21、面接が-0.04である。一般的にも、「新司法試験

修了 年度	無留年 修了	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	累積 合格者	合格率
2006	2,564	636	242	90	32	12									1,012	39.5
2007	2,569		492	229	138	40	33								932	32.6
2008	2,541			458	249	139	48	41							935	31.9
2009	2,392				413	261	187	55	33						949	33.4
2010	2,141					429	273	138	49	65					954	36.1
2011	1,613						332	206	111	81	52				782	36.1
2012	1,171							280	145	93	55	41			614	36.6
2013	911								188	144	75	51	49		507	37.3
2014	717									148	98	73	73	56	448	41.0
合計	16,619	636	734	777	832	881	873	720	526	531	397	331	356	286	7,880	

表7 全国的未修者コース出身者の司法試験状況

(未修者合格者合計には2015年度以降の修了生も含む、無留年修了者は文科省、合格者は法務省、合格率は日弁連発表より作成)

の合格閾値という意味で適性試験が非常に安定していることを示唆」する<sup>9</sup>との指摘があり、入試の種類では、適性試験の信頼度が相対的に高いことは司法試験の結果まで待っても同じようである。但し、本法科大学院については、2006年度入学者の司法試験合否との相関係数は、適性試験が-0.15、論文が0.03、面接が0.40であり、面接試験の信頼度が急上昇し、適性試験のそれが下がっている。面接とは、応答能力を第一に問うものだという意識改革が教員間で進んだ結果だと信じたい。他方、論文試験の信頼度は低いままであった。

2013 年度にカリキュラム改革がなされ、公法系科目としては新たな「公法演習 II 」が2年次秋学期に新設された.この科目の新設により、憲法科目が2年春学期から3年秋学期までの実質1年2カ月空くという状況が改善された.また、憲法の演習科目は1単位分増えたことになる.判例演習に終始せざるを得なかった時代と比べ、若干ではあるが問題演習の機会を増やせるようになった.

2004年の法科大学院開設当初,行政法の講義科目は2単位1科目で始まり,実務演習科目にも「公法」と名の付くものはなく,全体的に公法系科目の軽さが目立っていた。早々に「行政法II」を設置したのに続き、「公法演習II」

が設置されたものである。これにより、演習・ 実務演習・総合演習科目は4科目となり、刑事 系と並び、司法試験科目が1.5倍ある民事系の 3分の2となり、漸く公法系の法曹教育体制が 整った。また、2010年度から設置された「比 較憲法」の受講者も増え、憲法解釈のための背 景的理解を強めることとなった。

# 2 未修者コース分析

以上を前置きに、憲法科目から司法試験を見直してみたい。未修者コース修了者・中退者の各科目の司法試験合格者・未合格者別の平均点を表8に纏めた。例外的な科目を除き、やはり、最終的に合格した修了生は、そうでない修了生・中退者の平均点より高い。特に、2004年度入学生の「憲法総合演習」のように13点以上、2009年度入学生の「憲法演習 I」のように12点以上、2011年年度入学生「憲法演習 I」のように約11点、2009年度・2012年度入学生の「憲法総合演習」のように約11点、2009年度・2012年度入学生の「憲法総合演習」のように9点以上の格差があるものもあった。ただ、総じて得点差は6点内外であり、意外と大差はないという印象である。

次に,年度毎に各科目の得点(本試験の総合点. 再履修となった者は1回目)と司法試験の合否と の相関係数を算出した.表9である.司法試

入学年度	憲法	夫 I	憲法Ⅱ		公法治	寅習 I	公法総合演習		
	合 格	未合格	合 格	未合格	合 格	未合格	合 格	未合格	
2004			80.46	74.65	76.46	75.20	72.31	59.16	
2005	77.55	75.82	77.33	73.53	70.67	61.12	73.28	64.40	
2006	84.15	76.29			77.67	72.95	71.84	65.61	
2007	75.50	75.54			72.00	68.67	74.27	70.75	
2008			83.50	77.19	80.03	72.02	73.59	68.31	
2009			81.12	68.56	75.54	64.55	70.72	61.34	
2010			76.13	64.93	75.51	63.40	72.89	66.44	
2011			71.59	69.54	67.01	63.99	73.48	66.73	
2012			75.63	69.35	71.18	68.14	79.72	70.34	

表8 未修者コース司法試験合否別平均点

(未合格には旧司法試験合格者、予備試験当資格での合格者を含む)

験の合否に最も影響しそうな科目は、3年秋学 期、つまり司法試験直前の「公法総合演習」で あろうと思われたが、2年春学期の「公法演習 I | も高いことがしばしばである。これに対し て. 1年次の講義科目の相関係数は、例外的な 2年度を除いて0.2前後と低く、その後に様々 な逆転要因があることを示唆する. 憲法に関 しては、2年の夏になって、当該学年の出来不 出来をある程度予言できることになろう. そし て,「公法総合演習」が, 年度を問わず相関係 数が安定している. 但し、総じてその数字が 0.4 程度であり、やっと中程度の相関であるとも言 える. 司法試験の合否に与える公法系科目の影 響力はその程度であって、旧「司法試験は民法 の試験」、「憲法の勉強をするより民法や民事訴 訟法の勉強の方が成績に直結する | という「格 言 | の意味が若干は証明された形である (残り は、民事系科目の追跡調査なしには証明できない) 他方,「公法演習 I」の成績と司法試験合否と の相関がある程度あることは、憲法訴訟に関わ る主要判例を網羅的・総合的に学ぶことの重要 性を示すものではないかと思われる.

科目相互間で見ると、**表10**のように、1年次科目と、2年春学期の「公法演習 I」の間の相関が、年度にもよるが、相関係数0.58の年度もあるが0.09の年度もあり、接近した学期

間であるにも拘らず、あまり高くなく、開設3年目の分析で読んだ通り<sup>10)</sup>であった。これに対し、「公法演習 I」と3年秋学期の「公法総合演習」の間の相関係数は0.25から0.64の間で、総じて0.45前後が多いことは、後者の科目が半分を行政法を含み、間1年余を置きながら、公法系演習科目相互間では中程度の影響があることを示している。このことは、総合的学習、論述力の獲得をもって憲法の安定した学力が得られることを示唆していよう<sup>11)</sup>.

本法科大学院での成績は絶対評価を守ってき た. このため、例えば、受講生の数が少なくな ると. よく指名されて平常点を稼ぎ易いのでは ないかという程度の疑念もないではないが、総 じて年度を跨いだ検証ができる. 各年度毎の事 情を捨象して、年度毎の分析ではサンプルの少 ない. 出身学部系統別の成果を見易い. 表11 を見れば、合格者と不合格者の平均点は、「公 法演習 I」までは総じて5点内外に留まるが. 「公法総合演習」では、「それ以外の社会科学 系」、人文科学系、自然科学系共 に、10 点程度 の差が生じている. 全体の相関係数も. この科 目だけ 0.41 と比較的高い (非法学部出身者では 0.53 とより高い). 非法学部出身者の「公法総合 演習 | を司法試験の合否別に図1に纏めたが. 本法科大学院で当初言われた、専門科目平均点

表 9 未修者コース各科目得点と別司法試験合否の相関

入学年度	憲法 I	憲法Ⅱ	公法演習 I	公法総合 演習
2004		0.16	0.74	0.64
2005	0.16	0.25	0.51	0.37
2006	0.37		0.32	0.42
2007	0.06		0.19	0.37
2008		0.27	0.43	0.34
2009		0.70	0.45	0.60
2010		0.59	0.66	0.48
2011		0.13	0.17	0.35
2012		0.26	0.25	0.44

(合格に旧司法試験合格者を含む、未合格には予備試験当 資格での合格者を含む)

表 10 未修者コース各科目得点相互の相関

入学年度	1年次科目・ 公法演習 I	1年次科目・ 公法総合演習	公法演習 I · 公法総合演習
2004	0.32	0.49	0.49
2005	0.32	0.29	0.25
2006	0.51	0.52	0.54
2007	0.09	0.24	0.53
2008	0.36	0.17	0.41
2009	0.51	0.64	0.64
2010	0.58	0.39	0.46
2011	0.18	0.20	0.32
2012	0.49	0.45	0.31

\* 2005 年度の1年次科目は「憲法 I」 (合格に旧司法試験合格者を含む. 未合格には予備試験当 資格での合格者を含む)

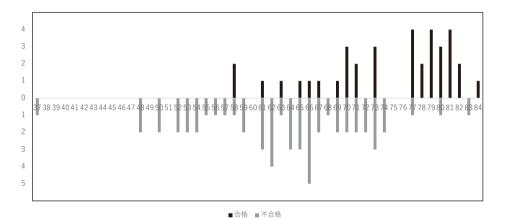


図 1 非法学部卒未修者司法試験結果別「公法総合演習」成績

75点が司法試験合否の分かれ目という説に忠実にか、75点以上が合格確実、70点台前半がボーダーラインという様相を示している。本科目は、非法学部出身未修者にとっては、修了を直前にして、司法試験合否の試金石にきちんとなっていたと言えよう。完全未修の学生だけでなく、担当教員としても、教育の成果を実感し易いと言えよう<sup>12)</sup>.

対して、法学部系出身者については、「公法総合演習」の点差でも、司法試験合格者と未合格者とで6.13点に留まり、それ以前の科目でも総じて点差が小さい。また、法学部系では、

科目間の相関も低めで、例えば、「公法演習 I」と「公法総合演習」の 相関係数 も 0.23 程度 しかない (未修者全体では 0.30). 憲法科目と司法試験との相関も低く、「公法総合演習」ですら漸く 0.35 である。各結果相互間の相関は低く、それぞれが独立の事象である傾向が見て取れる。憲法科目成績からは、法学部系出身者の司法試験の合否は読みづらく、意外な合格・不合格を見るのである。

2004-2006 年度入学者については、入試の既 修者認定試験(それ自体は不合格)の成績との 司法試験結果との相関係数も判明するが、2004

女 コーストラロー ハーカム かんかん カー・ラハバ・サー								
合否	学部系統	憲法 I	憲法Ⅱ	公法演習 I	公法総合 演習			
	法学部	79.10	77.43	72.87	73.09			
	その他 社会系	82.04	76.36	77.06	74.42			
合格	人文系	79.00	80.10	74.88	72.63			
	自然系	78.36	80.60	73.73	74.66			
	全体	79.32	77.66	73.78	73.38			
	法学部	76.01	71.03	67.79	66.96			
4 14	その他 社会系	77.45	70.66	68.53	65.05			
不合格	人文系	72.70	74.08	70.78	62.02			
	自然系	67.67	78.94	69.95	64.06			
	全体	75.69	71.76	68.40	65.96			
司法試験 結果との 相関係数	法学部	0.16	0.34	0.27	0.35			
	非法学部	0.31	0.24	0.32	0.53			
	全体	0.20	0.30	0.28	0.41			

表 11 未修者コース司法試験結果別平均点等

(合格に旧司法試験合格者を含む、未合格には予備試験当 資格での合格者を含む)

年度で0.20,2005年度で-0.47,2006年度で-0.06であり、その時点の法律科目の成績は、司法試験の結果をおよそ予測できるものとは言えなかった. 既修者認定試験の受験者の大半は法学部出身者である.

このことから想像するに、他学部出身者、いわゆる純粋未修者は、入学当初の成績は決定的ではなく、勉強が進んで3年次に成績を上げた人がそのまま司法試験合格に至っている構図である<sup>13</sup>が、法学部系出身者は、多分に入試の成績とも無関係に修了まで混戦が続き、そのまま合否混沌としたまま司法試験に突入しており、何が司法試験合格の決め手なのかが判然としない(いわゆる純粋未修者が法科大学院の授業を大切にしたように法学部系出身者もそれを大切にすれば成果を挙げたであろうに、そうしなかったのではないかとの疑念もある)のである。

#### 3 既修者コース分析

横浜国立大学法科大学院の設置時の触れ込みが,未修者教育中心の法科大学院であったため.

表 12 既修者コース各科目得点相互の相関

入学年度	司法試験・ 公法演習 I	司法試験 · 公法総合演習	公法演習 I · 公法総合演習
2004	_	_	0.29
2005	0.08	0.23	0.63
2006	0.37	-0.04	0.23
2007	0.09	0.24	0.53
2008	0.44	0.69	0.41
2009	0.27	0.55	0.44
2010	0.44	0.30	0.76
2011	0.18	0.20	0.32
2012	-0.96	0.82	-0.62
2013	0.22	0.10	-0.03

<sup>\* 2004</sup> 年度は全員合格

(合格に旧司法試験合格者を含む、未合格には予備試験当 資格での合格者を含む)

既修者コースの学生数は少なく、公法系科目関 連の入学年度別相関を見ることはあまり適当で ない. 例えば. 2012 年度の司法試験の合否と 「公法演習」」成績との相関は強い負の相関と なっているが、これはこの学年が3名で、極端 な結果が生じてしまったものである. こういっ た信頼性の低さを承知で入学年度毎の相関係数 を表 12 で見ても、司法試験の合否と、両科目 の成績との相関係数は 0.25-0.30 程度であるこ とが多く、相関は決して高くなく、前述の、未 修者コースの法学部系出身者と類似の傾向が見 られる. 既修者コースの学生については. 公法 系科目の高成績は司法試験合格の保証書になっ ておらず, 悪い成績でもその逆ではない. 教室 外の蓄積で最終合否は決まっているか、民事系 科目などに力を注いで欲しいということになる.

そこで、法科大学院側としては、既修者コースの入試においては的確な査定を行うことが、より肝要であることが示唆される。2005 年度・2006 年度入学者については、入試結果と司法試験結果との相関も判明する(2004 年度入学の既修者コースの学生は全員が司法試験に合格しており、相関係数が示せない)。だが、2005 年度入学者の司法試験結果との相関係数は、適性試験が 0.23、法律科目が-0.27、面接が-0.14 である。

合 否	学部系統	公法演習 I	公法総合演習
	法学部	75.38	72.91
	その他社会系	72.90	72.45
合 格	人文系	82.43	75.43
	自然系	75.63	74.27
	全 体	75.28	73.03
	法学部	68.54	66.09
不合格	その他社会系	65.33	65.50
	全 体	68.54 66 65.33 65	66.36
司法試験結果	具との相関係数	0.33	0.34

表 13 既修者コース司法試験結果別平均点等

\*人文系、自然系の不合格者はごく少数のため省略 (合格に旧司法試験合格者を含む、未合格には予備試験当資 格での合格者を含む)

2006年度入学者については、適性試験が 0.31, 法律科目が -0.05, 面接が 0.61 である。未修者 コース入試と同様、面接試験の 2006年度における信頼度の向上も確認できるが、それ以上に、既修者コースの入試でおいてすら、総じて適性試験が相対的に信頼でき、一見、最も信頼できそうな法律科目試験が最も信頼性を欠いていたことが衝撃的である。科目間の採点の厳緩の不均衡にも原因があった恐れがある(未修者・既修者比率を巡る対立の反映なのかもしれない).

全年度を通じて見ると、「公法演習 I | も「公 法総合演習」も、司法試験合格者と不合格者と では、表13で見るように、平均点が7点弱異 なる. ただ. 僅か7点弱だとも言える. 学部系 統別に見ても、合格者39名、不合格者37名(中 退者7名を含む)と既修者の大半を占める法学 部系出身者について見てもこの傾向は変わら ず、経済学部などの「それ以外の社会科学系」 出身者(合格者11名,不合格者6名(中退者1名 を含む)) では、合格者・不合格者の点差が接 近している. 全体として見て. 司法試験結果と の両科目の成績との相関は 0.33 と 0.34 であり. 経年的に見ても、相関があまり高くないことが 確認できるものである。両科目の成績相互間 の相関係数は 0.51 と中程度の相関であるから、 法科大学院の公法系演習科目はセットにして語 れよう. そう考えると, 既修者コースの学生の司法試験結果との両科目の成績との相関は, 未修者コースの法学部系出身者のそれと似ており, 入試の成績に多分に相関がなさそうなのに続き, 入学後の憲法科目の成績からも司法試験の合否があまり読めないものである.

# おわりに

以上,分析結果を纏め,今後の法科大学院教育全般への示唆を行いたい.

法学部法(律)学科以外の出身者の未修者コー ス入学者については、 最終的な司法試験の合否 は2年春学期までの公法系科目からは読みづら く. 最終学期末に成果が表れる印象である. ま た、データは少ないが、入試成績から読むこと も難しいと思われる.強いて言えば、国立大学 出身者や社会・自然科学系学部出身者が優位に 立っていることから、未修者コースの入試では 数理的・論理的能力を主に評価する試験を行う べきように思われる。それを目安に、入学して みないと法曹適性は皆目解らないと言えよう. 3年秋学期の最終科目まで見ると、いわゆる完 全未修者の法曹養成・選抜として、横浜国立大 学法科大学院の憲法科目は有効に機能してきた と言えようし、多分に、同法科大学院の完全未 修者教育は成果を挙げていたことが推察できる ものである(但し、これを言い切るためは全体デー タが必要だが、筆者はそれを入手する立場にない. 全国的データは表 14 参照).

法学部法(律)学科出身者は、未修者コースか既修者コースかにほぼ拘らず、入学後の基本的な憲法科目の成績が司法試験合格に結び付きにくく、入試の法律科目試験結果との相関も薄そうで、学部時代までの、もしくは法科大学院外での独自学習による蓄積に影響している可能性が高い。未修者コースの入試では、司法試験合格確率を測れないように思われる。法学部法(律)学科出身者は既修者コース進学を目指すべきである<sup>14</sup>。未修者コース志願者に対して法律科目を課すことはできず、面接においても法

表 14 定員に占める合格率(最近3年間平均)

	3年間 合格率	
一橋大法科大学院	78.04	
京都大法科大学院	76.04	
大阪大法科大学院	67.50	
神戸大法科大学院	62.50	
信州大法科大学院	61.11	<b>A</b>
慶應義塾大法科大学院	60.00	
東京大法科大学院	54.79	
首都大東京法科大学院	48.72	
創価大法科大学院	47.73	
早稲田大法科大学院	45.43	
名古屋大法科大学院	43.16	
北海道大法科大学院	42.78	
中央大法科大学院	42.18	
九州大法科大学院	41.25	
獨協大法科大学院	38.89	•
筑波大法科大学院	36.11	
東北大法科大学院	35.33	
鹿児島大法科大学院	33.33	•
山梨学院大法科大学院	31.43	•
学習院大法科大学院	30.00	
龍谷大法科大学院	28.00	•
広島大法科大学院	27.88	
琉球大法科大学院	27.78	
千葉大法科大学院	27.50	
岡山大法科大学院	25.71	
熊本大法科大学院	25.00	•
関西大法科大学院	25.00	
香川大法科大学院	25.00	•
島根大法科大学院	25.00	•
横浜国立大法科大学院	23.33	•
立命館大法科大学院	22.22	
甲南大法科大学院	22.22	•
京都産業大法科大学院	22.22	•
大阪市立大法科大学院	22.00	
上智大法科大学院	21.43	
同志社大法科大学院	20.38	
福岡大法科大学院	20.00	
金沢大法科大学院	20.00	

	,	
	3年間 合格率	
関西学院大法科大学院	20.00	
白鴎大法科大学院	18.75	<b>A</b>
成蹊大法科大学院	18.10	<b>A</b>
立教大法科大学院	17.86	•
法政大法科大学院	17.78	
明治大法科大学院	17.61	
南山大法科大学院	17.50	
國學院大法科大学院	17.50	•
関東学院大法科大学院	17.39	•
日本大法科大学院	17.22	
愛知学院大法科大学院	15.00	•
西南学院大法科大学院	13.33	•
愛知大法科大学院	12.86	
静岡大法科大学院	12.50	<b>A</b>
専修大法科大学院	11.59	
青山学院大法科大学院	11.43	•
大東文化大法科大学院	10.00	<b>A</b>
神奈川大法科大学院	9.76	•
名城大法科大学院	8.89	•
桐蔭横浜大法科大学院	8.89	•
北海学園大法科大学院	8.20	•
中京大法科大学院	6.67	<b>A</b>
久留米大法科大学院	6.67	•
東海大法科大学院	6.67	•
駒澤大法科大学院	5.56	
近畿大法科大学院	5.56	•
新潟大法科大学院	5.00	<b>A</b>
広島修道大法科大学院	3.33	•
東洋大法科大学院	2.50	•
東北学院大法科大学院		•
大阪学院大法科大学院		<b>A</b>
明治学院大法科大学院		•
大宫法科大学院大学		•
神戸学院大法科大学院		<b>A</b>
駿河台大法科大学院		•
姫路獨協大法科大学院		•
全国平均	47.07	

(君塚正臣「法学部関係者のための統計的思考のすすめ」横浜国際社会科学研究 22 巻 4=5=6 号 97 頁, 104 頁表 8 (2018) を更新したもの ▲: 募集停止)

律学の知識を問うことができないので、法科大学院側は、面接において学部成績などを問い、基本科目の成績が不良であるときにはその理由を質す必要があろう。闇雲に(特に自校の)法学部出身者を未修者コースに傾斜的に大量に入学させた法科大学院は、法曹養成システムとして失敗しよう。既修者コースについては、堅実な法律科目の選抜試験が必要である。ここでも、適性試験の重要性が見えていた。

学生の質的違いが、未修者コースと既修者 コースよりも、純粋未修者と「法学部出身の未 修者及び既修者コース学生」の間にあり、法科 大学院の憲法教育の意味が、総じて、法学部出 身者か否かが一線であったことは興味深い、以 上は、一法科大学院の一科目の経年的分析では あるが、今後の法科大学院教育に興味深いデー タを示しているように思われる. いわゆる [3+ 2」が一般化される今日、そういったコースで は、まずは18歳入試での4教科以上の論述試 験や適性試験に代わる検定を要件とし、学部3 年からの進学要件を成績で縛るべきである. ま た、未修者コースを適切に運用することもなお 求められており<sup>15)</sup>、ここでも数理パズルや論理 問題を中心とする適性試験に代わる検定、論述 カテスト、面接をしっかり行うことが求められ る. 特に私学においては、当該コースについて の18歳を対象とする入試制度・科目・方法(論 述式の導入)の改革が必要ということになろう. 少なくとも法曹養成コースに限っては、3教科 穴埋め試験からの脱却が急務である。2019年 度入試から適性試験が廃止され、法科大学院の 受験者数・入学者数共にV字回復を成し遂げ たとの感想もあるようであるが、適性のない人 の人生を誤らせただけに終わらないことは肝要<sup>16)</sup> であり、今後の経年的統計的追跡調査が必要で あろう. 単なる, 既修者コースに入れなかった 法学部出身者の救済手段にしないことが大切で ある17). 他方、法学部系出身者の未修者コース の司法試験合格者や成績上位者に, 近時, いわ ゆる難関校ではない大学の出身者が目立つよう

になっており、入試担当者として選抜の適切さ を、教育担当者として教育実感を深めたことも 記しておきたい.

「司法試験に合格しても就職できるとは限ら ないということが社会的に定着して、 資格試験 としての魅力が大きく減退した | 18) 新制度の司 法試験が「端的に言えば簡単な試験ということ になって、優秀な人材を選抜するという機能が 乏しい [19] という問題が指摘されるが、他方、 苦節何十年. 自殺者も多かった超難関の旧司法 試験に近いものに戻すという. ノスタルジック な、もしくはアナクロニズムな野望は、そろそ ろ潰え去るべきである。だが、司法関係者・司 法試験予備校関係者・法学部及び法科大学院関 係者の中でその側がサイレント・マジョリティ になっていないか、憂慮する. 医師の養成課程 の成否を参考に、18歳入試からの養成プロセ スを見直し20),適性ある優秀な人材を法曹及び 法学界が確保できることを祈念したい. 無論. 司法試験が優秀な法曹の選抜手段となっている かにも、併せて厳しい監視が必要である.

## 注

- 1) 君塚正臣「法科大学院・未修者への憲法教育 一初年度前期実績からの考察」エコノミア 55 巻 2 号 79 頁 (2004).
- 2) 君塚正臣「続・法科大学院・未修者への憲法 教育―3年間の実績からの考察」エコノミア 57巻2号71頁 (2006).
- 3)「本来、法科大学院教育は、未修3年コースを 原則型とし、多様なバックグラウンドを有する、 いわゆる純粋未修者(初学者)が、3年間の学 修で『法会いつ専門家としての出発点に立つに 必要な能力』に到達可能であることを前提にているはずである.」花本広志「民事系コア・ カリキュラム・サンプル―策定の考え方とサン プル」法曹養成と臨床教育11号22頁(2019). 同論文23頁は、「多くの法科大学院では、未修 者が2年次に既修コースに合流することを前提 として、『未修者が1年間で既修者のレベルに 到達させる』とする制度設計をしている点に大 きな問題がある」と指摘している.
- 4) 君塚前掲註1) 文献及び同前掲註2) 文献の分

- 析では、入試成績を統計処理したものが利用できたが、現在、一教員がこれを提示することを求めても了解される状況には、様々な理由から、ない、と言わざるをえない。このため、本稿では、その当時の年度以外では、入試成績と入学後の成績の相関のようなものは検討できない。このため、法律大学院の入試の在り方を考えるのに重要であるとは思うが、法律系内では2016年度以降はヒラの施設研究図書委員(2015年度はヒラの入試委員)、3年だけ全学動物実験委員会委員という、現在の筆者の学内の役職的範囲を超えていることをお断りする。
- 5) 君塚正臣「新司法試験(憲法)論文式問題解説 2013-2017 年―司法試験・法科大学院雑感を含む」横浜国際社会科学研究22 巻3 号91頁,92頁(2017)の指摘の通り,「司法試験憲法で、オーソドックスな事例でない問題が多いことは遺憾である」。新司法試験開始以来の、原告・被告・あなたの立場での主張を問う問題が、2018 年から崩れたことも遺憾である。戸松秀典と市川正人で始まった司法試験憲法の出題は、よくない方向に崩れてきているとの感が否めない。
- 6) 詳細は、君塚正臣「法学部関係者のための統計的思考のすすめ―司法試験を題材に」横浜国際社会科学研究22巻4=5=6号97頁(2018)参照. 横浜国立大学法科大学院は教育実績(特に未修者コースの)で退場したのではなく、入学者減少を理由とする経営判断で退場したのである.2018年の司法試験合格者は、異例の2名に落ち込んだが、それは募集停止発表後のことである.
- 7) 多様性という点では、女性の合格率の向上も 課題である. 松岡佐知子「女性法曹の増加の現 状と課題―司法試験合格率の男女差の分析 | 早 稲田大学法務研究論叢 3 号 93 頁 (2018) 参照. ただ, 同論文の強調する, 短答式試験での合格 率の性差から、短答式対策を強調することは当 該カテゴリーの受験生の最終合格率を向上させ ることには繋がるまい. 短答式試験の最終的な 配点は全体の9分の1であり、点差が付きづら く (標準偏差が小さい), 短答式の採点段階で 不合格になる者は、全体の学習が進んでいない 場合が多いからである。そして、もし本当に短 答式試験が女性排除の装置と化しているのであ り、優秀な法曹の力量とあまり関係がないので あれば、短答式試験は廃止するかその意味をよ り軽減させる必要がある.
- 8) 補足すれば、「法科大学院制度が設立された頃は、志願倍率や競争倍率ともに極めて高かった」、白浜徹朗「司法をめぐる動き(27)―法科大学院と司法試験における選抜機能の減退について」法と民主主義517号44頁,45頁(2017).

- 同頁の表も、「一斉登録時の弁護士未登録者数」が「平成21年度」までは200人を切っていることが示されている。
- 9) 椎名久美子ほか「適性試験の成績に基づく法 科大学院別の新司法試験合格率の予測―既修お よび未修コースに関する検討」日本テスト学会 誌4巻1号101頁,111頁(2008).同ほか「適 性試験の成績と法科大学院別の新司法試験合格 率の関係―未修・既修コースの第1期生と第2 期生に関する検討」大学入試センター研究紀要 38号59頁(2009),同ほか「新司法試験合格率 の予測モデルへの合格率関数の導入」同39号 18頁(2010),荒井清佳ほか「項目反応理論を 用いた法科大学院適性試験の年度間の比較」同 41号1頁(2012)も参照.
- 10) 君塚前掲註 2) 文献 80 頁. 2004 年度・2005 年度未修者コース入学者について.
- 11)かと言って、1年生から演習をするのはどうか、高山加奈子「法科大学院で未修者教育を受けた立場から」法曹養成と臨床教育 11号 49頁、52-53頁(2019)は、「1年次から思考型ソクラテスメソッドを取り入れている授業もあ」った琉球大学法科大学院時代を振り返り、「このやり方は、メンタルの強い学生には有効な手段であるが、メンタルの弱い学生は潰れてしまう可能性がある。ゆえに、1年次から思考型ソクラテスメソッドを取り入れるのであれば、学生を選んでやるべきである」と述べる。
- 12) 同上51 頁は、「法科大学院で成果を出すためには、先生方が『よい授業』を提供するだけでは足らず、学生側の授業に対する信頼を得る必要がある」とし、それには、「実績である.実績」とは「歴代の卒業生は、おおむね成績上位者から順に合格している」、だから「ここで成績をあげ、授業の達成目標を突破すれば合格に近づくと信じられたこと」だと述べる.
- 13) 2004 年度未修者 コース 学生 を 春学期「憲法 II」などの成績で追跡したところ, 春学期の中 間実力判定試験では法学部(政治学科などを除 く) 卒とそれ以外にあった差が期末試験段階で は急速になくなり, 特に自然科学系出身者は法 学部卒を逆転していた. 君塚前掲註 1) 文献 87 頁.
- 14) 大学入試センターによる適性試験は、既修者 コース入試については合格者が最後まで高得点 側に偏っていたが、未修者コース入試について は緩まっていくことが追跡されている。それを 踏まえて、椎名久美子ほか「法科大学院適正試 験の受験者集団と法科大学院の入学者集団の推 移」大学入試研究ジャーナル22号57頁,64頁 (2012) は、「適性試験得点が低くて既修コース

- に入学できなかった法学部出身者が、比較的選抜がゆるやかな未修コースに入学した可能性も 示唆される」と分析している.
- 15) 花本前掲註 3) 文献 23 頁 も, その「理念型」 としての重要性を訴える.
- 16) 宮城哲「未修者に対する民法教育方法の提案一理想の法曹教育と司法試験の二兎を追う一石二鳥の手法」法曹養成と臨床教育11号31頁,33頁(2019)は、「旧司法試験では、長年真面目に勉強をしているのに合格できない人が多く」、それには「知識で対応するタイプが多く、」「知識を覚えてははき出すという受験勉強を繰り返してきた学生に従来のような法学教育を行うと」宜しくないと指摘する。
- 17) 花本前掲註 3) 文献 24 頁も,「3+2」の導入は,「未修コースの院生であっても,入学前に相当程度の法学学習歴を有している者が多いと思われるが,その傾向をますます固定化・助長することになりかねない」と、懸念を示す.
- 18) 白浜前掲註 8) 論文 46 頁.
- 19) 同上44頁. なお,より深刻なのは法学部の人気の低下である.2019年度の入試において,東京大学教養学部文科一類の難易度が国公立文系トップの座を譲った模様であるが,コンプライエンスや「法の支配」よりも金儲けに高い価値が置かれるようになると,様々な秩序が崩れるのではないか. 君塚前掲註6)文献105-106頁同旨.その兆候はあちこちにあろう.
- 20) この点,「資格取得までに要する費用や時間」「を減らすことのできる予備試験に受験生が流れることは、当然の結果」だとする白浜同上47頁の指摘もあるが、予備試験では実務教育の成果を十分に測っておらず、この一般化には疑問符が付く、医師の養成が、医師国家試験さえ難関であればよいわけではないように、法曹の要請の軸は、それを養成する専門教育機関の筈であり、入口から出口までの検証が必要であることに尽きるのではないか。

#### 付 記

本稿は、平成30年度-令和4年度日本学術振興会科学研究費基盤研究(C)一般「憲法訴訟論の適正手続・身体的自由への発展・展開」(課題番号18K01243)による研究成果の一部である。本稿では、原則として敬称は略させて頂いた。

[きみづか まさおみ 横浜国立大学大学院国際 社会科学研究院教授]